

南アルプス市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 南アルプス市社会福祉協議会が開設する南アルプス市社会福祉協議会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第1条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施にあたっては関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス提供事業者、他の居宅介護支援事業所及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、積極的に支援困難ケースに取り組み、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

- 一 名称 南アルプス市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
- 二 所在地 南アルプス市鏡中條1642-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者1名（兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- 二 介護支援専門員2名以上（常勤）

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成及び居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び地域包括支援センターからの支援が困難な事例を紹介された場合や、24時間連絡可能な体制をとり、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとり、業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始は除く。

- 二 営業時間 8時30分から17時15分までとする。

- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

一 居宅訪問

介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で、解決しなければならない課題の把握及び分析を行う。

二 課題分析

居宅サービス計画の作成に先立ち課題分析標準項目にて、個別の課題分析手法で分析する。

三 居宅サービス計画原案の作成

介護支援専門員は、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。

四 サービス担当者会議

介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を次の掲げる場合に開催する。

- (1) 新規に要介護認定を受けた場合
- (2) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- (3) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分変更の認定を受けた場合

五 居宅サービス計画原案の内容説明及び同意

介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

六 居宅サービス計画の交付

介護支援専門員は、居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス提供事業者の担当者に交付するものとする。

七 実施状況の把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するために、月1回程度居宅を訪問し、居宅サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう支援を行うとともに、月に一回、実施状況の把握の結果を記録する。

八 居宅サービス計画の変更

介護支援専門員は、居宅サービス計画の変更をする場合は、第1項から7項に規定する業務を行うこととする。

九 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

十 次条の通常の事業実施地域を超えて指定居宅介護等に要した交通費は、超えた地点より片道1キロメートルごとに50円徴収する。

十一 介護支援専門員は、第1項から第3項のことについて、利用者又はその家族に対して事前に文書で理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、南アルプス市全域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者の選定
- 二 成年後見制度の利用の支援
- 三 苦情解決体制の整備
- 四 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 五 虐待防止検討委員会の設置

(その他の運営についての留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上をはかるため、研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者としての雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項については会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成17年5月1日第3条 名称、所在地変更。

平成18年6月1日第6条 課題分析、実施状況の把握変更。

平成23年4月1日第5条 営業日及び営業時間変更。

平成30年8月27日第3条 住所地変更。

令和4年8月1日第8条 (虐待のための措置に関する事項)に変更、

第9条 (その他の運営についての留意事項)に変更。

関係市町村並びに保険医療、福祉サービスの提供主体との連携の内容

1. 介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催、担当者に対する照会等により、専門的な見地からの意見を求め常に利用者の生活環境、身体状況を把握し、利用者の意見、要望等が介護に反映されるよう関係機関との連携を密にする。
2. 介護支援専門員は、関係市町村が行う福祉サービスの情報の収集に努め、利用者が一般的な介護が受けられるよう、関係市町村との情報交換に努める。
3. 介護支援専門員は利用者やその家族、指定居宅サービス事業者の連絡を継続的に行い、利用者のサービスの実施状況の把握と解決すべき課題の把握を行い必用に応じたサービスに変更ができるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行う。